

がん登録部会の設置について

1 設置の主旨

平成25年12月に成立した「がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）」（以下「法律」という。）において、「審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない」（第15条第2項等）とされた事項、その他がん登録等の推進に関する事項について調査審議するものである。

2 部会の検討事項

- (1) 法律に基づく政省令、指針等
- (2) 法律に基づくがん登録等の情報の提供
- (3) がん登録等の推進のために必要な事項
- (4) その他

3 部会の構成

がん、がん医療等又はがんの予防に関する学識経験のある者、個人情報保護に関する学識経験のある者、がん罹患経験者等を委員として参集する（おおむね25名程度の委員を予定）。

※ 平成26年6月4日、厚生科学審議会において承認。

厚生科学審議会各分科会・部会の審議内容

厚生科学審議会	
生活衛生適正化分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・振興指針に関する事 ・標準営業約款の認可に関する事 等
予防接種・ワクチン分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種に追加するワクチンに関する事 ・予防接種に関する基本的な計画に関する事 等
予防接種基本方針部会	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種に関する基本的な計画に関する事 ・定期接種ワクチンの技術的検討等に関する事 等
研究開発及び生産・流通部会	<ul style="list-style-type: none"> ・開発優先度の高いワクチンに関する事 ・ワクチンの研究・開発等に関する事 等
副反応検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・子宮頸がん予防ワクチンの積極的な接種勧奨の一時差し控えに関する事 ・予防接種後副反応報告の評価等に関する事 等
感染症部会	<ul style="list-style-type: none"> ・中東呼吸器症候群（MERS）の感染症法上の取扱い等に関する事 ・多剤耐性結核菌の病原体等管理規制の対象範囲の見直しに関する事 ・感染症法の見直しに関する事
結核部会	<ul style="list-style-type: none"> ・結核の予防及び結核の患者に対する医療に関する重要事項を調査審議すること ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により審議会の権限に属させられた事項（結核に係る事項に限る。）を処理すること
科学技術部会	<ul style="list-style-type: none"> ・疫学研究、臨床研究倫理指針に関する事 ・厚生科学研究費に関する事 等
医療関係者部会	<ul style="list-style-type: none"> ・医療関係職種（学校又は養成所）に関する事 ・医療関係職種の養成施設の指定又は認定に関する事 （※医療関係職種→保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師）
疾病対策部会	<ul style="list-style-type: none"> ・難病対策に関する事 ・リウマチ・アレルギー対策に関する事 ・移植医療対策に関する事 等
地域保健健康増進栄養部会	<ul style="list-style-type: none"> ・健康日本21に関する事 ・健康づくりに関する基準等の策定に関する事 等
生活環境水道部会	<ul style="list-style-type: none"> ・水質基準等の見直しに関する事 等
生殖補助医療部会	<ul style="list-style-type: none"> ・生殖補助医療の制度整備の具体化のための検討
健康危機管理部会	<ul style="list-style-type: none"> ・原因が明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関する事 等
再生医療等評価部会【新設】	<ul style="list-style-type: none"> ・再生医療等安全性確保法に関する事。 ・遺伝子治療臨床研究に関する事。 （平成26年11月以降科学技術部会より移管（調整中）） 等
がん登録部会【新設】	<ul style="list-style-type: none"> ・がん登録等の推進に関する法律に基づく政省令、指針等に関する事 ・がん登録等の推進に関する法律に基づくがん登録等の情報の提供に関する事 等